

契約番号

製品販売

売 買 契 約 書（案）

売 買 物 件 の 所 在 場 所	徳島県那賀郡那賀町木頭助 森林基幹道岩倉蟬谷線沿い			面 積 (ha)	売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売 買 金 額	円	納 付 期 限	令 和 年 月 日	
売 買 物 件 の 種類及び数量	区 分	樹 種	本 数 (本)	材 積 (m³)		延 納 分		延 納 金 額	円	延 納 期 間	～ 日 間
	素 材	低質材N	(層積検知)	91.267				延 納 利 息	円		
	内 訳							延 納 担 保 金 額	円	担保の種類	
	別紙「販売物件明細書」のとおり							延 納 利 率	年 %	同提供期限	
売 買 代 金	売 買 代 金		円			分割延納分		延 納 金 額	円	延 納 期 間	～ 日 間
	う ち 消 費 税 抜 代 金		円					延 納 利 息	円		
	消 費 税 (10%)		円					延 納 担 保 金 額	円	担保の種類	
契 約 保 証 金	免 除			円				延 納 利 率	年 %	同提供期限	
売買代金の分収額	官 収 分	分 収 額	円			売買物件の 引渡方法	現地立会省略	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日から15日以内 延納担保提供の日 (概算の場合の最終期限)		
		う ち 消 費 税 抜 代 金	円		売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して 60 日 間 (期限)					
官行造林立木竹	民 収 分	分 収 額	円		売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定				
分収造林立木竹		分収権者	う ち 消 費 税 抜 代 金	円		特約事項	別紙「販売物件明細書」及び「暴力団排除に関する特約条項」 のとおり				
分収育林立木竹											

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

* 本物件は、全て間伐材等由来のバイオマスである。

* GHG関連情報 原料区分：間伐等（エネルギー利用を目的とする伐採により発生する木質バイオマスを除く）

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令 和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 徳島森林管理署長 一村 道明
(登録番号T8000012050001)

買 受 人

販売物件明細書

分任契約担当官
徳島森林管理署長

- | | |
|-----------------|---|
| 1 売 払 番 号 | 第1号物件 |
| 2 物件所在地及び国有林名等 | 徳島県那賀郡那賀町木頭助
森林基幹道岩倉蟬谷線沿い |
| 3 樹種、本数及び材積等 | 樹種 低質材N
本数 (層積検知) 材積 91.267 m ³ |
| 4 搬出期間 | 引渡の日から起算して60日間 |
| 5 運搬路(林道)等の通行制限 | ・ 国道、県道、市町村道については、道路法に基づく一般的制限値を遵守し通行すること。また、道路規制情報については、各道路管理者に問い合わせること。 |
| 6 特記事項 | (1) 土場に重機は備え付けていないため、トラックへの積込みに
については、グラップル付トラックにおいて買受人により積込
みを行うこと。

(2) 積載量については、法の定める範囲内で当該車両の運転手が
決定すること。

(3) 荷崩れしないよう積込みすること。

(4) 運送中の荷崩れ、転落を防止するため、完全に荷締を行ない
運搬途中乗務員は随時下車し点検すること。 |

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（売渡人をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除

対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

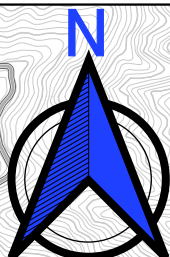
（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

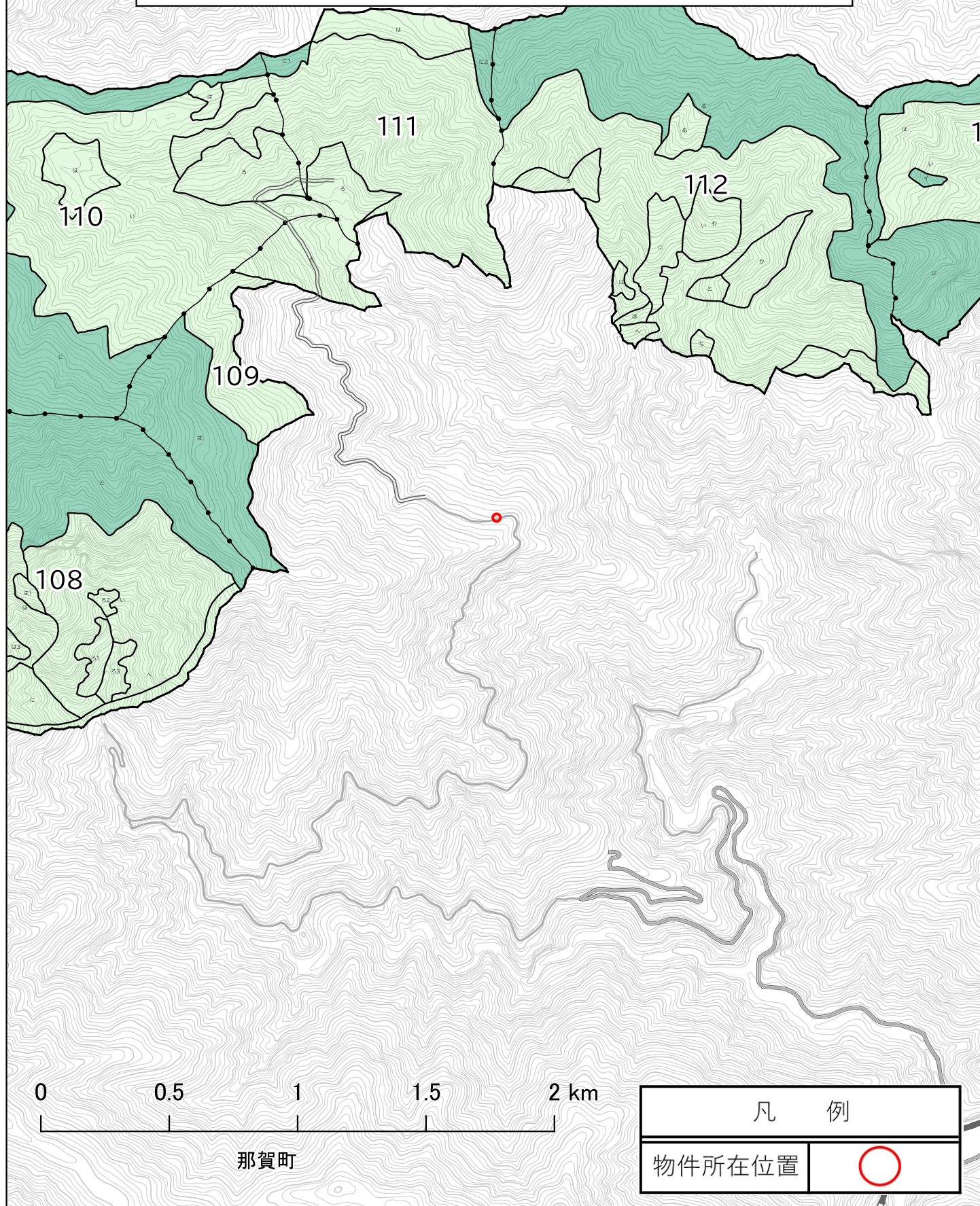
（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。



1:20,000

素材販売物件
位置図
徳島県那賀郡那賀町木頭助 森林基幹道岩倉蟬谷線沿い
(北緯33度48分47.20秒、東経134度11分30.19秒)



0 0.5 1 1.5 2 km

那賀町

凡 例

物件所在位置





1:5,000

素材販売物件
位置図
徳島県那賀郡那賀町木頭助 森林基幹道岩倉蟬谷線沿い
(北緯33度48分47.20秒、東経134度11分30.19秒)

